

川崎市公告第1165号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年8月20日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和8年度川崎市指定障害福祉サービス事業者等運営指導業務委託
- (2) 履行場所 川崎市役所健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課
- (3) 履行期限 令和9年3月31日
- (4) 概 要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に登録されている者。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第11条の2第1項又は児童福祉法第57条の3の4第1項に基づき、自立支援給付や障害児通所給付費等に関する指導監査事務の一部（質問等事務）を、市町村又は県から委託を受けて実施する法人として神奈川県が指定した法人であること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配付・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎12階

川崎市役所健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課

電 話 044-200-0082（直通）

E-mail 40sidou@city.kawasaki.jp

- (2) 配付・提出期間

令和 8 年 8 月 2 0 日（木）から令和 8 年 8 月 2 7 日（木）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時を除く）

（3）提出書類

入札参加申込書

（4）提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和 7・8 年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申込締切日後 1 週間以内に確認通知書等を送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には、FAX で送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

（1）質問

次により、仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので、御注意ください。

ア 質問書の様式・配布方法

確認通知書を送付する際に「質問書」を併せて送付しますので、質問がある場合、当該「質問書」を提出してください。

イ 質問書の提出場所

上記 3（1）と同じ

ウ 質問書の提出期間

令和 8 年 9 月 7 日（月）午前 8 時 3 0 分から

令和 8 年 9 月 1 4 日（月）午後 5 時まで

エ 質問書の提出方法

下記アドレス宛て、電子メールで送付してください。

E-mail 40sidou@city.kawasaki.jp

川崎市役所健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 矢野 宛て

（2）回答

ア 回答日

令和 8 年 9 月 2 4 日（木）

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和 7・8 年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」

の委任先メールアドレスに送付します。また、当該委任先メールアドレスを登録していない者には、FAXで送付します。なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

入札場所に入場しようとするときは、競争入札参加資格確認通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。

また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けなければなりません。この場合、入札前に委任状を提出してください。

8 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札書の提出日時

令和8年10月1日（木）午後1時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎12階 1201会議室

ウ 入札書の提出方法

持参

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時・場所

上記（1）ア・イと同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 再度入札の実施

落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。なお、開札に立ち会わない場合は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

無し

(3) 契約書作成の要否

必要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3 (1) のとおりです。